

2019年3月5日

## エコマーク料金規定の一部改定について（報告）

公益財団法人日本環境協会

エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯

2019年3月1日付制定のNo.501「小売店舗 Version2」、No.503「ホテル・旅館 Version2」認定基準に対応するエコマーク料金規定を改定しましたので、報告します。

Version2 認定基準では、これまでの Version1 基準では行うことができなかった、チェーン店舗(共通の運営手法による施設)を運営する事業者による一括申請が可能となりました。そのため、小売店舗、ホテル・旅館ともに国内での事業者の施設数を参考に改定を実施しました。

### 2. 改定部分（改定部分のみ抜粋 改定箇所下線部分）

#### 【エコマーク料金規定】

第2条 料金は、以下の三種類とする。

- ① エコマーク商品認定審査料
- ② エコマーク使用料
- ③ エコマーク認定証発行料（認定証の再発行・追加発行が対象）

第3条 エコマーク商品認定審査料、エコマーク使用料及びエコマーク認定証発行料の金額は、別表に定め、公表する。

第4条 エコマーク商品認定審査料、エコマーク使用料及びエコマーク認定証発行料は、必要に応じて見直す。

2 前項の料金の見直しは、エコマーク事業の公益性に鑑み、エコマーク使用契約者数、エコマーク商品の売上高推移、認定商品数、認定基準の見直しその他諸般の事情を考慮するものとする。

#### 附 記

2019年3月1日 改正施行（商品類型「小売店舗」、「ホテル・旅館」に係る料金と見直し）

エコマーク使用料

別表 2. 2 商品類型 No. 501「小売店舗」、商品類型 No. 502「カーシェアリング」、商品類型 No. 503「ホテル・旅館」、及び商品類型 No. 505「飲食店」に係る使用料 (年間、1事業者あたり)

区分		使用料 (別途消費税)	
商品類型 No. 501 「小売店舗」 <del>商品類型 No. 503</del> <del>「ホテル・旅館」</del>	認定施設数	1～ 9 施設	1 施設目 30,000 円＋ 2 施設目以降：1 施設 毎に 20,000 円加算
		10～ 299 施設	200,000 円
		<del>3100～100299 施設</del>	<del>5300,000 円</del>
		<del>300～999 施設</del>	<del>500,000 円</del>
		1,000 施設以上超	1,000,000 円
商品類型 No. 502 「カーシェアリング」	車両台数	100 台以下	30,000 円
		101～500 台	200,000 円
		501～3,000 台	500,000 円
		3,000 台超	1,000,000 円
<del>商品類型 No. 503</del> <del>「ホテル・旅館」</del>	<del>認定施設数</del>	<del>1～ 9 施設</del>	<del>1 施設目 30,000 円＋</del> <del>2 施設目以降：1 施設</del> <del>毎に 20,000 円加算</del>
		<del>10～ 99 施設</del>	<del>200,000 円</del>
		<del>100～299 施設</del>	<del>300,000 円</del>
		<del>300～499 施設</del>	<del>500,000 円</del>
		<del>500 施設以上</del>	<del>1,000,000 円</del>
商品類型 No. 505 「飲食店」	認定施設数	1 施設	30,000 円
		2～9 施設	50,000 円
		10～99 施設	100,000 円
		100～499 施設	200,000 円
		500～1,999 施設	500,000 円
		2,000 施設以上	1,000,000 円

以上